

『第三者行為による傷病届』提出時における注意事項

交通事故等、第三者の行為による傷病でも健康保険を使用することは可能ですが、次のような内容をご理解いただきますよう、お願いいたします。

なお、通勤途中や仕事中の交通事故の場合は労災保険の適用となるため、健康保険は使用できません。治療の際は医師へ通勤途中、仕事中の傷病であることを申し出、会社の労災担当者にも速やかに申し出てください。

交通事故以外にも…

○第三者の暴力行為によるケガ ○第三者のペット等に噛まれたことによるケガ
○ゴルフ等で第三者の打球があたったことによるケガ…なども第三者による傷病となります。
※ペット等に噛まれた場合は飼い主が加害者となります。

①第三者行為届等の提出

当健保の被保険者及び被扶養者(以下：被保険者等)が第三者による傷病で健康保険を使用する場合は当健保へ速やかに事故発生状況等を報告することが義務付けられておりますので速やかに当健保へ提出いただきますよう、お願いいたします。(健康保険法施行規則第 65 条) なお、交通事故で被保険者等側または加害者が示談代行サービスの付帯された任意保険に加入している場合、担当する損害保険会社が届出書類の作成をサポートする取り組みも始まっております。詳しくは損害保険会社へお問い合わせください。

この届を提出して健康保険で保険給付を受けたときは、その給付の価額の限度(健保負担)において被保険者等が加害者側に対して持つ損害賠償請求権を代位取得し、当健保が加害者や損害保険会社等に求償することになります。(健康保険法第 57 条)

②交通事故証明書について

交通事故証明書は「人身事故」扱いの証明書(原本)が必要になります。自動車安全運転センターへの申請が必要になりますので、詳しくは最寄りのセンター事務所または警察署にご確認ください。

ただし、任意保険で取得している場合は任意保険会社が原本証明した交通事故証明書でも可。

なお、「人身事故」扱いでない証明書の場合、別途「人身事故証明書入手不能理由書」も併せてご提出ください。

③加害者用の念書について

加害者、または加害者の保険会社に記入・記載していただきます。なお、被保険者側の過失が大きい等の理由で書いてもらえない場合は、その旨を加害者用の念書の余白に記入し提出してください。

④示談について

被保険者等が不用意に示談をして損害賠償請求権の全部または一部を免除すると、その内容によっては、その後の保険給付が受けられなくなることもあり、また既に賠償金等を受け取り、保険給付を受ける権利がなくなった後に治療された場合、後日治療費等を返還していただく場合がありますので、示談の前には当健保へご連絡ください。

※届出書に出てくる加害者とは書類上、過失割合に関わらず事故の相手方を加害者とします。

治療が終わりましたら、恐れ入りますが当健保までご連絡ください。

TEL 03 (3553) 3255 当健保審査課 第三者行為担当

※「第三者行為による傷病届」およびそれに添付された届出により知り得た個人情報健康保険の事務処理に限定して使用し、他の目的には一切使用いたしません。